一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の５第１項及び第 167 条の５の２の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和８年 11 月９日

長崎県知事　平田　研

１　一般競争入札に付する事項

令和８年度西九州新幹線（長崎～武雄温泉）騒音振動調査業務委託

（業務番号　８地環第 78 号）

２　競争入札に参加することができない者

(1) 令第 167 条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第１号の規定に該当しない者である。

(2) 令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として１年以上の営業実績を有しない者

(6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

３　競争入札参加者の資格要件

(1) 長崎県内に本社、支社又は事業所等を有し、当該支店等に常勤の従業員を雇用していること。

(2) 計量法（平成４年法律第 51 号。以下「法」という。）第 107 条の規定に基づく事業（計量法施行規則（平成５年通商産業省令第 69 号。以下「省令」という。）第 38 条に定める事業区分のうち省令別表第４の７の項に定める音圧レベル及び第４の８の項に定める振動加速度レベルに限る。）について、長崎県知事の登録を受けていること。

(3) 本業務を履行するにあたり必要な知識及び技術を有する技術者を配置するなど、適正な業務体制を整えること。

４　競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の５第１項及び第 167 条の５の２に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア　年間売上高

イ　営業年数

ウ　従業員数

エ　財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

オ　３の(1)～(3)の資格

５　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和８年 11 月 16 日までの間（県の休日を除く。）の９時 00 分から 17 時 00 分までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア　誓約書

イ　営業概要書

ウ　委任状

エ　法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

オ　個人にあっては、本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市区町村長が発行する住民票の写し並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

カ　法人にあっては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

キ　個人にあっては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書

ク　都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

ケ　消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

コ　印鑑届（様式第２号）

サ　計量法第 107 条の規定に基づき長崎県知事が交付した省令第 38 条に定める事業区分のうち省令別表第４の７の項に定める音圧レベル及び第４の８の項に定める振動加速度レベルに係る計量証明事業者としての登録証について、申請者により原本証明された写し

※ウについては、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。

※エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日から３月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町３番１号

（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課（環境監視班）

（電話）095-895-2356（直通）

6　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第３号）により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和９年３月 31 日までとする。

8　資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、２の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、２の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。